

# 第9回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 5月 8日（水） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時13分  
開会場所 教育委員会室

## 出席者

委員	別府明雄
委員	青木義男
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	橋本正彦

## 出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学事係長	鈴木克佳	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

## 署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

委員長 本日は5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
ただいまから、平成25年第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長は本日欠席のため、かわって鈴木学事係長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第13号 東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則

(新しい学校づくり担当課)

委員長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第13号「東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と新しい学校づくり担当課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第13号でございます。

東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則でございます。

提出者は、橋本教育長でございます。

東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1及び別表第3の改正でございます。

附則といたしまして、この規則につきましては、交付の日から施行するものでございます。

提案理由は、大山小学校の閉校に伴い、準備行為の一環として速やかに通学区域を変更する必要があるためでございます。

具体的な内容につきましては、田中新しい学校づくり担当課長からご説明いたします。

新しい学校づくり担当課長 それでは、私の方から具体的な内容についてご説明させていただきます。

3枚目に資料をつけていますので、そちらの方をご確認ください。

大山小学校の通学区域のうち、幸町1番から10番、大山西町1番から4番を板橋第六小学校に、幸町11番から66番、大山西町5番から71番を板橋第十小学校に編入するものでございます。

今、お話がありましたように、規則改正といたしましては別表第1の小学校通

学区の改正と、隣接校が変わりますので、別表第3の小学校隣接校を改正いたします。

変更対象校の向こう6年間の通学区域児童数につきましては、3にあります表のとおりでございます。

両校の通学区域内児童数と実際の入学数比率を勘案いたしますと、板橋第六小学校は、引き続き、各学年2学級。板橋第十小学校は、現在、学校全体で13学級でございますが、平成32年度ごろには、各学年3学級、18学級となると推定しております。

なお、南側に位置しております、実際には幸町在住の児童が入学している数が比較的多い板橋第五小学校への編入についても検討いたしましたけれども、板橋第五小学校の区域内児童数が増加傾向にあることと、学校施設容量が厳しい状況から、板橋第五小学校へは編入しないことといたしました。

これまでは、大山小学校保護者会、あるいは関連する町会への説明、近隣の小・中学校への説明等を重ねてまいりました。

4番の施行年月日でございます。

規則の公布の日から施行するとしております。

これにつきましては、年度途中の転入であったり、あるいは来年度以降の入学世帯に対しまして、早い段階で指定校を示す必要があることによるものでございます。ここ最近、実際に来年度入学予定保護者から数件の問い合わせが入っているというような状況もございます。

実際の通学区域図につきましては、資料の裏面の方でございます。

こちらの図のところで、ちょうど三角の横線の部分、こちらの部分が板橋第六小学校に編入する区域でございます。縦の線になっている部分が全て板橋第十小学校に編入する部分となっております。

あと、小・中学校のラインについてですけれども、板橋第六小学校につきましては、現在、全て板橋第一中学校の区域になっておるのですけれども、今回、この三角形の部分は、引き続き、板橋第二中学校の区域のままといたします。そういった意味では小・中学校のラインがずれることとなりますけれども、この中学校の部分につきましては、別途、検討してまいりたいと思います。

これにつきましては、板橋第二中学校に非常に距離が近いということと、板橋第二中学校の生徒数が今年度の入学も増加しているというような傾向もございまして、しばらく様子を見たいというようなお話もございましたので、少し検討は重ねてまいりたいというふうに考えております。

説明の方は以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 取りまとめをご苦労様でした。これで進めていただけてよろしいのではないかと思います。今お話がありましたけれども、問い合わせも来ているということですから、早目に決めて、区民の皆さんにお知らせすることは大事ではないかなと

思います。

以上です。

委員長 基本的に、これは町会の区域を重視されたということですか。

新しい学校づくり担当課長 今回の改正につきましては、町会ラインというのと通学実態という両方を勘案してみたんですけれども、できる限り町会を分けたくないような形にしたかったんですけれども、一部、大山町会、幸町町会の部分につきましては、通学実態に合わせて町会が分離しているという状況が生じています。

それにつきましては、各町会の役員会等に出てご理解を求めまして、1つ大きいのは板橋第六小学校の施設容量の問題もございまして、町会全てのラインは入らなかったという状況です。

高野委員 この隣接に関してなんですけれども、新しいのでいうと、十小のところが板五小とかなりの面で接することになりますよね。先ほど、田中課長の方からご説明があつて、五小の方の受け入れだということで、ここから、新しいので十小のところははずられているわけですよね、隣接……。

大山小学校が、今度、五小ということが入ったということなんですね。

新しい学校づくり担当課長 そうです。これまで第十小学校は、間に大山小学校が入っていましたので隣り合っていなかったんですけれども、大山小学校がなくなった関係で第十小学校と第五小学校に隣接の関係が生じております。

高野委員 分かりました。では、接する面が大きいので、こちらから行きたい方というのが、今までも多かったというふうに伺ったので、その辺がどうかと思ったんですけれども、また、それは今度、選択制の方でやるということ。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。事実、幸町の南の方になりますと、第五小学校の方が限りなく近いというような傾向もございまして。

ただ、各校が密接している状況なので、全て、優に1キロ以内の範囲内で収まっている状況ですので、決して板橋第十小学校が遠いというわけではないですけれども。

高野委員 はい。分かりました。

委員長 本来であれば、川越街道みたいな広いところは渡らない方がいいかなという面もあるんですけれども、基本的には歩道橋を渡るという。でも、あれは下も横断歩道があるから、第六に行くときは、つい、下を通るんですよ。

新しい学校づくり担当課長 基本的に第六小学校に行くときには歩道橋を渡るという原則で、地域の方も見

守っていただいていますので、横断歩道を渡るということはない状況です。

委員 長 はい、分かりました。

さっきの蒸し返しになりますけれども、町会とずれると、今度は避難所になったときの行き場所が、なかなか混乱してくる面もあるというのは感じておりますけれども、一応、子どもたち優先ということで考えるとこうなるのかなということで、やむを得ないかなと思います。

ただ、中学校と学区が違うのは、若干、合わせた方がいいなという。板六の子は、みんな板一中に行くという形の方が、小中連携などをやっていくのにいいかなという気はしております。でも、色んな事情があつてこうなったということなので、了解しました。

ということで、ほかにご意見がなければ、お諮りします。日程第一 議案第13号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 文教児童委員会報告 (H25. 4. 18, 19)

(次長)

委員 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会報告」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、資料の方をご覧いただきたいと思います。

4月18日と翌19日に開催されました文教児童委員会のご報告でございます。まず、4月18日でございますが、通常は陳情審査という形になりまして、報告事項は翌日なんですけれども、今回、学校選択制の見直しについて陳情が出ておりまして、教育委員会でお決めいただきました学校選択制の見直しについて、議会に報告した方が陳情の審査がスムーズに行くのではないかとということもございまして、1日目に報告事項を行っております。

まず、学校選択制の見直しにつきましては、学校適正配置の今後の進め方、あるいは選択制の見直し後の具体的な手続、希望票等をどこに取りに行ったらいいのかというようなご質問ですとか、今後、抜本的な対策ということで、先ほど町会等の関係が出ておりましたが、中学校との通学区の関係もございました。そういう中長期的な対応も含めた今後の学校選択制について、幅広くご質問がございました。

しかしながら、今回報告させていただきました学校選択制見直しにつきましては、議会から特段の異論はなく、ご了承をいただいたものでございます。

続きまして、教育委員会関係の陳情といたしまして、陳情第76号「学校選択

制・学校適正配置に関する陳情」で、学校選択制に関する部分についてのご審議をいただきました。

報告で議論は尽くされておりましたので、特段ご質疑等はございませんでしたが、意見として出されましたのが、今回の学校選択制の見直しが陳情者の方の願意を満たしているのではないかということ、採択した方がいいのではないかというご意見と、今回、学校選択制の見直しを行うのであれば、これをきちんと陳情者に説明してご理解をいただく必要があるので、継続審査をした方がいいのではないかというご意見がございまして、結論といたしまして、継続審査が多数ということで、次回に持ち越しとなっております。

続きまして、19日に行われました文教児童委員会でございます。

議題の1番目が「板橋区次世代育成推進行動計画（後期）」中間期の見直しということで、子ども家庭部の方から報告がございました。

こちらにつきましては、教育委員会の施策もこの計画の中にかかなり盛り込まれておりますので、そういった意味で、教育関係の施策につきましてもご質問がございました。

例えばCAPプログラムの今後の対応。それから、いじめ問題に対する相談体制の強化。また、交通安全ということで、スクールゾーンの見直しですとかトラフィックスクールの関係。さらには、日本語教育の重要性、また、英語教育等についての質疑がございました。

続きまして、3番目、教育委員会の動きでございますが、こちらについては、定例的な教育委員会の動きにつきましてご報告したものでございます。

4番目、体罰の実態調査結果につきまして、こちらについては既に教育委員会で報告しているものですが、ご質問といたしましては、小学校における調査方法の内容についてのご質問。また、実際に、それに関連しまして、アンケートの質問の方法等についてのご質問等がございました。また、体罰を行った外部指導員のことに関しまして、部活動の外部指導員の状況についてのご質問などがございました。また、違う観点から、暴言についての対応についてもご質問があったところでございます。

また、この体罰については報告させていただいたんですが、今後の都教委の処分ということについても、どういう方向性で行われるのかというご質問もございました。

簡単ではございますが、以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 この議題1の方でご質問があったCAP講習が、今年度からなくなって、今後の見通しについてということでお答えになっていたそうなんです、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

次長 CAPの講習については、今年度から休止ということにさせていただいております。

ます。

実際に、中身としましては、子どもを対象とするものと保護者を対象とするもの、これをセットでやってくださいということで実施団体の方から話がございまして、子どもを対象としたものについては学校のカリキュラムの中で位置づけられるのですが、保護者等を対象としたものについては、なかなか学校としても対応が難しいというようなことがあって、課題があるというふうに聞いています。

そういうことも、課題があったということに含めまして、学校の授業の方の学習指導要領の改訂がございまして、安全に対する教育というのが正式に位置づけられたということで、学校の授業の中で安全教育や人権教育ということを進めていくということになりましたので、そちらの進め方を見て、今後、一応、休止ということになっておりますが、どうするか、今、申し上げた課題も含めて検討することになっております。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 陳情76号の選択制・学校適正配置に関しては、継続ということでしたけれども、それは文教児童委員会で決めたことなので、そのように受けとめますけれども、教育委員会の方は、かなり前から、配置に関しては「不採用」ということでやってきたわけでございまして、大山小学校の、今年度分は別として、昨年度については、ほぼ1人以外は全部選択制を採用しているわけですから、その地域の方から廃止というご意見が出たということは、地元の生徒さんのことは余り考えていないのかなという、意向は無視しているというふうに感じてはおりました。

次長 なかなか難しいところなんですけど、保護者の方が学校を選ぶということについては、学校選択制の基本的なスタンスとして認めていこうと。

それは、指定校変更、学校を指定した後に変更を認めるということの指定校変更制度でも同様の考え方があるわけですけども、そういう中で、一方で、板橋の教育は地域と密着して学校運営を進めていくという考え方がございまして、できれば、その通学区域の学校に行っていただきたいということがある中で、なかなか、よりよい制度、保護者の方にも納得していただけるし、地域の方にも納得していただけるし、さらに地域に支えられる学校づくりが円滑にいくということを色々考えていくと、なかなか着地点が難しい部分があるのかなというふうに思っておりますが、課題として出されております小規模化の問題ですとか、一方での大規模校への対応、あと、保護者が適切な情報で選択していないのではないかというようなこと等々、まだ課題は残っておりますので、それを、今回の制度改正を踏まえて、また、引き続き、議会としても見ていきたいというようなご趣旨だと思っておりますし、今回の制度改正については、陳情者の方に機会を捉えてきちんと説明したいというふうに思っております。

委員長 分かりました。では、よろしいでしょうか。

○報告事項

2. 人事情報（都費職員 平成25年4月分）

（資料指—1・指導室）

（区費職員 平成25年4月分）

（資料庶—1・庶務課）

委員長 報告2に移ります。「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 では、最初に、都費の職員についての報告をさせていただきます。例月行っているものでございますけれども、今回は3月末と4月末の比較ということでございます。実際には教員の異動等がありましたので、中身は大分いつもとは違った報告になろうかと思っています。

4月末現在での数字は、括弧内も含めまして1,838名でございます、3月末と比較して6人の減となっております。

この内容は、増えた要員が44。これは、主に増えたものは学級増で、結局、教員が増えたという学校がございます。これが26。

それから、小2の加配ですとか、日本語の加配等、いわゆる加配教員がついたものが11。これらのものを諸々含めて、44名の増があったということです。

減要員としては50名でございます、これは、逆に学級減があった学校についてのも、それから教員の配置が変わったものなどを含めまして、都合50名。

それから、期限付任用教員というのが実はおるのですが、これは17名おりますが、これは今年度から別表記にさせていただきますので、この減要員で50名。44と50ですので、都合マイナス6であります。

例月お話ししている病気休職の方とか産育代替の方については、今回の動きはありません。

それから、表の（2）でございますけれども、今年度新規採用になった教員は、4月1日付の採用が54名でございます。小学校が32名、中学校が22名。

今年は、新採が若干少なくて、昨年度は実は85人の新採がおったのですが、今年は54ということで、約30名の減となります。

これについては、新採を採らなくても、いわゆる既に教員をやっていた教員、外からの異動で多くを賄うことができたということが1つであります。

また、中学校については期限付任用教員といたしまして、正規教員ではないけれども、ぎりぎり合格している教員で、教員の仕事をしっかりできる者を採用したというのが多くありますので、こういったところから新規採用教員が54名で、数は少なくなっているということでもあります。

資料2にあります期限付任用教員というのが、小学校で1名、中学校は全体で16人という状況でございます。

裏面でございますけれども、非常勤についてでございます。

まず、学習指導講師ですが、4月1日付の採用が154名ございました。そ



の後、ご覧のような出入りがありまして、今日現在では153でございます。

定数が156ですので、今、3名足りない状況ですが、この足りない学習指導講師としては、中学校の数学が3人欲しいということで学校の方からリクエストがございます。

ただ、今、登録している者の中に中学校の数学をやるという者がおりませんので、改めて募集し直すという形になろうかなというふうに思っています。その募集の結果で、その中学校の数学は埋めていく形になるかと思えます。

教育相談員につきましては、昨年度と同じ人材を採用しております。4月1日付で1名、女性を採用しております。

(3)の教育相談員(心理士、言語聴覚士)につきましては、昨年度と同じ人材を採用しておりますが、13名が昨年から引き続き、それから1名が新規採用ということでございます。

家庭教育相談員につきましては、2名が昨年度と同じ者、1名が新規採用者でございます。

最後の日本語適応指導員につきましては、昨年度と同じ女性1名を採用しております。

以上でございます。

庶務課長 私の方から一般職員の関係をご説明申し上げます。

1ページ目でございますが、これは4月末と、先ほどの指導室長の説明と同様、3月末の比較でございますけれども、21名の減。これの主な要因は調理・用務職の委託化。これによって、21名の減でございます。退職・採用については、4月中の動きはございません。

裏面をご覧ください。

非常勤職員でございます。学校運営委員といたしまして、新たに4校で新規、加賀小学校が廃止で1名の減、都合3名の増となっております。

それと、ずっと下にいきますと、特別支援学級介添員。これは1名減となっておりますが、これは、毎年、再配置という形で考えてございます。

特別支援アドバイザー、新設職種ですが、こちらは本庁の方に配置してございます。それと、特別支援講師、これも毎年再配置ということでございます。

一番下の放課後対策事業地区統括員、こちらも本庁の方に配置しているという状況でございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 指導室長のお話ですと、要は、新規採用の教員は去年よりは減っているけれども、期限付任用教員である程度カバーしているという把握でよろしいんですか。そういうことでもない。

指導室長 基本的に、去年までは、異動で経験のある者を板橋に多く入れたということで多くはカバーしています。

中学校の現状なんですが、いわゆる正規で合格している中学校の新規採用の教員が、東京都全体でも少なかったということなので、その正規の次に、昔でいう補欠合格ですけれども、その教員で中学校は埋めたということになります。

これは、本区の状況だけではなくて、ほかの区も中学校の教員はそういった形で埋めている状況がございます。

谷田委員 そうすると、本来であれば、新規採用で入ってきてくれた方が、学校運営もやりやすいとか、そういうことになるのですか。

指導室長 教員としての力は、いわゆる補欠合格の方なので、正規と比べれば、若干、どこか欠けるところがある方なのかなという選考結果ではあったわけですが、一ヶ月経った現在でも、この期限付教員の指導について、ご不満とか苦情とかは特段入っておりませんので、各学校では適正な生徒指導ができていているというふうに認識しています。

谷田委員 ありがとうございます。

委員長 新採が85から54に減ったということで、新採の年齢は必ずしも若いとは限らないのですけれども、一般的に若い人が多いから、平均年齢としては若干上がったという感じになるのでしょうか。

指導室長 区内全体としては、若干、恐らく上がっているのかなとは思いますが、この新採の年齢分布はここにお示ししたとおりですけれども、大学を出たの、いわゆる22歳の方は13人ということですので、講師経験とかがあって新規で採用された方も結構いらっしゃる場所ではあるかと思えます。

委員長 新規採用の先生方で、特に今は、まだ問題は何かないんですね。

指導室長 はい。

委員長 かつては、天津で、すぐやめたという先生という例もありましたけれども。

指導室長 新規採用の教員も、適正に仕事をしていると思います。

委員長 分かりました。では、よろしいですか。

#### ○報告事項

### 3. 区立小学校における個人情報の管理について

委員長 では、報告3「区立小学校における個人情報の管理について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 たびたびこのようなことがありまして、大変申し訳ございません。改めてお詫びいたします。

事案は、中台小学校で、児童の成績表などの個人情報が流出した、あくまで可能性があるという段階で、現在、事実の確認作業をしているところには変わりございません。

こちらの資料は、先般、メールで送らせていただいた資料を活用させていただいております。

若干、解説を入れながら、主だったところだけお話しさせていただきますが、1の個人情報の対象及び対象事項、こちらの部分については、当該教諭から事情聴取をした内容で数値等を出させていただいております。

情報の内容については、送られてきた一覧表の中の全てのもの、学校に残っていたもの、当該教諭が保管していたものをプリントアウトして、この部分が個人情報に当たるといったところも、こちらの方に掲載させていただきました。

経過については、こちらに記載させていただいておりますとおりでございますが、最後の5月2日午後2時5分ということで、USBメモリーを返したという電話が入りましたけれども、その後、5月7日午後6時ごろ、都教委から、USBメモリーが届いたというような連絡が入りました。現在、その連絡を受けて、指導室でUSBメモリーの回収、それを取りに行っております。

取りに行ったUSBメモリーを中台小学校の方で、当該メモリーの内容のものかどうかを確認するというのを、今現在、考えているところでございます。

発生の原因については記載の内容のとおりで、今現在、事情聴取しています。裏面をご覧いただきたいと思います。

こちらに今後の対応策と書いてございますけれども、5月2日、臨時保護者会は、午後7時35分開催ということで実施してございます。昨日、定例校長会がありましたので、再発防止に向けた指導を徹底したといったところです。

それと、再発防止策については、新たな対応としますと⑥以降のところを考えているところがございます。教育委員会の職員が学校を各自巡視しましてUSBメモリーの外部媒体などの管理状況の確認指導を徹底するというところで、昨日、情報管理の政策経営部と連携して、ともに専門の担当している部門と連携して出向くといったところまでは話を進めてございます。

私の方からは、主だったところでご説明させていただきました。あとは、記載のとおりでございます。

改めて、このような事態が起こりまして、申し訳ございませんでした。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。  
問題は色々あると思うのですけれども、個人情報の入ったUSBが外部に出た

ということと、外部に出たということは、そこでコピーされている恐れもある。USBが返却されても、コピーされたものは向こうに残っている可能性もあるという点をしっかり確認しておかないといけないと思います。

そのUSBの管理を学校の方でしっかりするというのは当然のことなのでやっていかなければいけないと思いますし、守れないような管理規則をつくっても意味がないので、学校の児童ではないですけれども、先生方が自らつくらないと、一方的に押しつけた規則だと、なかなか守ってもらえないという気がいたします。

庶務課長 分かりました。昨日、校長会の方で、共有フォルダというところに格納している、教諭なら誰でもアクセスできるような状況で管理していたんですけれども、そのところから引き上げるというようなお話を私の方からさせていただきましたけれども、昨日の時点で、校長会からも意見を聞きたい、その意見を聞いて、ヒアリングを経た上で実施の方法を確実に、取り組める内容でやりたいということで申し入れをしまして、近日中にその会合を開きまして、取り組みを実施していきたいと考えてございます。

谷田委員 そうすると、この件については、返却されたものが戻ってくると、大体、多分、概要はつかめて、また調べると報告をいただけるということになっていきますか。  
中身までは、色々書いてありますけれども、まだ結論を出せないということもあると思うのです。

庶務課長 そうですね。色々、変動要因も出てくるかと思ひまして、USBメモリーでパソコンも特定できればという話もありますし、そこら辺のところを確認でき次第、また、ご報告させていただきます。

委員長 USBみたいな非常に便利なものができたからいけないという。もし紛失という点だけでいけば、私も実は1個紛失したことがありますけれども、やっぱり小さいのでなくなりやすい。  
だから、大きい名札ではないですけれども、鍵みたいに大きいのをつけておくと、なくすという点では防げるかと思うのですけれども、でも、それだけの話ではないので。

庶務課長 色々な方策を、また考えさせていただいて。

青木委員 こういうのは、先進国ではないですけれども、アメリカで情報管理するときは、RFIDといって、ICタグとも言われる、それを小さいのは本当に数ミリのものがありますけれども、あれを個々に埋め込んでしまうという手があって、アメリカの一部、私が知っている企業では、持ち出すときに大体、それがなくなると、無線でそいつが、自分がどこにいるかという信号を全部発信しているので、全部分かってしまうのです。

だから、もう本当にとことんやるならそこまでやるしかない。図書館なども本の中にＩＣタグが入っていて、高価な本を守るといったところは取り組んでいるところがあるんですけども。

庶務課長　　そういう取り込み方が始まっていると思います。

青木委員　　本当にそれも１つの手であって、技術的に何とかしようという話でしたら、そういうやり方が、今はできるというところですけども。それが正しいかどうかは分かりませんが。

委員長　　そうですね。１つには学校全体の管理体制。校長だけではなくて、先生方を含めての管理体制が、管理体制といってもＵＳＢとかパソコンを管理することだけではなくて、学校全体の意識が色々ときくしゃくしていると、色んな問題も起こってくるかなという部分もあるかなと思っております。

ですから、その辺もきちんと改善していくことが必要かなと思っております。

高野委員　　５月２日に臨時保護者会を開かれたということなんですが、これは何人ぐらいの保護者が。急だったので、そう何人も。

次長　　３０人から３５人ぐらいです。当該データは３年生のデータだったんですが、今現在は５年生になっていますが、その方たちの保護者が多かったかなというふうに思っております。

保護者会で出た意見としましては、学校の管理のずさんさについて、かなり厳しいご指摘等がございましたが、今のところ、具体的な被害が保護者の方には話としていっていませんし、出たデータは成績が中心のものでございますので、ある意味で本人を特定するというのが、中台小学校の名簿を見ればできることですけども、保護者の住所ですとか職業ですとか、そういうところには至っていないので、そういった意味では、もし成績が流出したことによって被害があれば、すぐ連絡してくださいということでお話をしましたところ、一応、皆さん方は、ご納得していただいている状況でございます。

高野委員　　今後、色々なことが分かりましたら、また、保護者の方にも十分に説明して、学校の対策等、色々なことを説明してあげてください。よろしく願いいたします。

委員長　　ということで、よろしく願いいたします。

#### ○報告事項

- ４．「第１２回櫻井徳太郎賞論文・作文募集について」及び「審査委員の変更について」

(資料生一1・生涯学習課)

委員長 では、次に、報告4「第12回櫻井徳太郎賞論文・作文募集について」及び「審査委員の変更について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、「生一1」をご覧ください。例年実施しております櫻井徳太郎賞、今年度は第12回目になります。

趣旨につきましては記載のとおりでございますが、民俗学・歴史学・考古学を通じ、地域を基盤にした学問の発展・発達と、地域を生かす立場から研究を進める人材の育成を図るとともに、次代を担う青少年の地域研究の奨励と、郷土愛を育むことを目的として行うものでございます。

2番目の論文・作文の募集ですけれども、まず、一般の部といたしましては、日本を含む東アジア地域に限定したテーマを設定し、民俗学・歴史学・考古学的手法により調査・研究をしてまとめた未発表の研究論文でございます。

文字数等については、記載のとおりでございます。

次に、高校生の部としましては、地域を限定して歴史・民俗的なテーマを選び、個人で調べたことをまとめた作文、または共同で調査・研究をしてまとめた成果物でございます。

一般の部及び高校生の部は、10月4日金曜日を締め切りといたします。

裏面をご覧ください。

小・中学生の部でございます。

身近に存在する古くからあるものや昔の生活について、実際にたずねてみたり、大人から聞き取りを行ったりして、感じたことや分かったことなどをまとめた作文でございます。

こちらは、9月6日金曜日に締め切りとなっております。

3番目の公募のPRでございますけれども、4月20日よりホームページ、区教育広報に掲載しまして、それから、ポスター等で公募を行ってまいります。

4番目の審査でございますけれども、審査委員は1名変更がございます。後ほど、お話をさせていただきますが、大塚初重先生を初めとする記載の4名の先生方に審査会を構成していただき、選定を行うところでございます。

5番目の入賞作の発表・公開でございますけれども、大賞、最優秀作の概要を区広報で紹介するとともに、既に委員さんにはお配りさせていただきました「歴史民俗研究」という冊子で大賞を掲載させていただきます。

それから、小・中・高校生につきましては入選作の記念文集を作成いたします。

6番目の表彰でございますけれども、記載のとおり、高校生以下につきましては、最優秀賞、優秀賞、佳作ということで、賞状とともに図書カード等を贈呈する予定でございます。一般の部のみ大賞がございまして、賞金30万円ということで予定してございます。

授賞式でございますけれども、中学生の移動教室等が昨年度はございまして、それを考慮して、例年より1か月遅らせることにして、3月上旬に行う予定でございます。

7番目のスケジュールでございます。

既に5月上旬から始まっておりまして、審査会等を記載のスケジュールで行う予定でございます。

もう1枚おめくりください。

続きまして、櫻井徳太郎賞の審査員の変更についてお話しさせていただきます。

変更する委員でございますが、駒沢大学教授の広瀬良好委員から、駒沢大学准教授の小泉雅弘委員になります。

変更の理由でございますが、広瀬委員は4月より駒澤大学学長に就任されたことにより、職務多忙ということで退任されることになりました。

小泉委員につきましては、広瀬委員同様に歴史学がご専門でございます。板橋区史の調査・執筆・編纂にも携わっていただき、櫻井徳太郎賞の基盤である地域史を対象とする研究者であることが選考理由となりました。

また、故櫻井徳太郎先生とも接点がございまして、櫻井徳太郎賞に十分理解をお持ちであるというふうに聞いてございます。

ご説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

櫻井徳太郎賞については、前も申し上げたんですけれども、板橋区で色々と熱心に研究等をされているグリーンカレッジの卒業生ですとか、あるいは、まち博友の会とか板橋史談会とか、結構、かなり詳しく調べている方もいらっしゃる。この一般の部というのは非常にレベルが高い。とても一般の方は到達できないぐらいのレベルなので、ある程度、板橋区のそういった方々を対象にして、何か賞がもらえると励みになるのではないかな。

ただ、予算が厳しい折ですので、1つ出すと10万円ぐらい増えるのではないかという気もするので多少は気にしますけれども、ぜひ、そのぐらいのところの方を対象にしたものがあるといいなと思っております。

それともう1つ、小・中学生の部はパソコン入力がないじゃないですか。これは今、もう中学生あたりは結構使っているんで、その辺は入れてやってもいいかなという気もしました。

生涯学習課長 まず、新しい賞の件でございますけれども、昨年、委員長からご意見をいただきましたので、今、課の方で検討しておるところでございます。

そのレベル感が、全国的に募集して、板橋だけどうするかという話は非常に難しい部分がございます。その辺の壁をどう破って新設するかというところが、今、課題になっております。もうしばらくお時間をいただければというふうに思っております。

小学生・中学生のパソコンの入力でございますけれども、学芸員等に言わせますと、まず自分の手で書くということをやりたいという気持ちがあるというふうに聞いてございます。これについても、また、今日ご意見をいただいたので、検討の材料に加えさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

委員 長 いつも一般の部は板橋区の方が入ることはほとんどなかったんですけども、板橋区の人を入れておかないと、板橋区が入らないような賞を続けていくということが、なかなか難しい面も出てくるのではないかという気もいたしまして、板橋区の人を対象にした賞もあるといいなど。それが、この櫻井徳太郎賞を続けていくことの1つにもなるかなというふうには思っております。

生涯学習課長 検討させていただきます。

委員 長 ほかにございますか。

高野 委員 授賞式の日にちの変更ということで、昨年、授賞式に出席させていただいたときに、当日はスケジュールが合わなくて欠席という中学生が多かったので、これで受賞者みんながそろえるといいなと思って、変更させていただいてよかったと思います。よろしく願いいたします。

生涯学習課長 ありがとうございました。

委員 長 昨年度の授賞式は、受賞者と一般の方が交流できるチャンスがなかったので、それは、ぜひ、あった方がいいなど。

生涯学習課長 極力、日程については様々なところで配慮させていただいて設定したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員 長 よろしいでしょうか。

#### ○報告事項

##### 5. 体罰等の実態調査の結果について

(資料指一2・指導室)

委員 長 では、報告5「体罰等の実態調査の結果について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。

前回も体罰の概要についてはご報告させていただきまして、東京都の調査結果ということでお知らせしましたが、今回は、学校ごとのそれぞれの事例についてのご報告でございます。

現在、東京都教育委員会では、この集めたデータに基づいて、体罰のあった学校について、学校名を公表するというスタンスをとっております。

公表は5月23日を予定しているということでございますので、その間に、本



当にこれが体罰であったのか、あるいは不適切な指導であったり、行き過ぎた指導であったのかということについて、再度、学校に情報を求めながら都教委と調整をしております。

先に2枚目の方の資料を見ていただきたいと思っておりますが、東京都の方で、今回の体罰等の案件についての留意点ということで示したものがございます。

文部科学省は、体罰について、こういう程度のものが体罰で、こういう程度が懲戒だということを示したものがあありますが、東京都としての見解を示したもので、これによって体罰か、そうでないかということ进行分类するものです。

体罰につきましては、この具体例にあるとおり、たたく、蹴る、殴るなど、あるいは胸倉をつかむとか、髪の毛を掴んで引っ張る、それから頬をつねる、棒や本を持ってたたく、こういったような案件の場合は体罰であるというふうに認定していく。

不適切な指導の範疇であろうとされるものが、デコピンであるとか、肩パンチ、しっぺ、小突く、腕を引っ張った結果として転倒、足で押す、それから、先ほどもありました暴言、こういったようなものが不適切な指導。

それから、指導の範疇としては、肩をつかむ、腕をつかむ、頭を押さえる。該当するものがないという、正当防衛等を含めて、こんなようなことで、この分類にする。

この1番の分類の「体罰」の案件について学校名を公表ということで、都の方は話をしております。

これに基づきまして、1枚目に戻っていただいて、改めてご説明させていただきますが、中学校については2件、これは教員がいずれもやっておりますが、いずれも該当ということで考えております。

A校はサッカー部ですけれども、生徒のふともも部分を足で蹴ったということで体罰案件。

B校のバスケット部でございますけれども、これは平手で生徒の頬をたたいております。これもたたくというので体罰案件としております。

それから、2番の小学校につきましては、このa校につきましては、1回目と2回目が実はあるんですが、1回目は胸倉をつかんで、宙に浮くほどやっている。

それから、2回目については、子どもの腕をつかんで、ひねるようなことをしている。結果的に、これは子どもさんが転校するという事態を招いておりますので、これについては、体罰は割と重い案件かなというふうに理解しています。

b校のものにつきましては、髪の毛をつかんで、3人の子どもを指導していたんですけれども、それぞれ2人ずつの頭をぶつけるということを繰り返しております。

c校の案件につきましては、指導中でしたが、木琴のばちをたまたま持っていたので、その道具を使って子どもの頭をたたくということでございました。

d校につきましては、平手で頬をたたいていますが、結果的に鼻血が出るという傷害を負わせるというような点。

e校につきましては、手の甲で子どもの頬をたたいていますが、これも

結果的に鼻血が出てしまって、傷害を負わせたということでもあります。

都合7件が板橋区としての体罰事案というふうに考えております。

幼稚園について、該当はありませんでした。

それから、前回お話しさせていただいた外部指導員の案件でございますけれども、これにつきましては、不適切な指導というようなことでのカテゴリー分類になるかと思っています。

1件目はソフトテニス部、C校ですが、ラケットのフレーム部分でコンと軽くたたいていることと、それからスクワット300回と過度なトレーニングを課したということと不適切指導。

それから、D校の剣道部の外部指導員でございますけれども、防具の上から竹刀の鏢のところで小突いたということ。それから、係稽古という1対1の稽古をやっているその流れの中で転倒させて、さらに転倒した生徒の防具の上から竹刀で小突いているということが明らかになりましたので、不適切指導ということで、体罰案件としては、さっきの2枚目にありました分類の中では該当しないであろうということでもあります。

不適切指導については、小学校と幼稚園は概要がありませんでしたということでもあります。

冒頭でお話しさせていただきました5月23日に都教委の方で報告、公表するということですが、どういう形で報告するかについては、最終的なところは、まだ結論が出ていませんので、都教委との調整中ということですが。

この調整につきましては、都の教育長会と、それから私たちの指導室長会というのがあるんですが、それが都教委の人事部と交渉して進めていくというところでもあります。

報告としては以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 そうすると、5月23日に公表されることは間違いのないということですか。

指導室長 はい。間違いありません。

谷田委員 そうすると、その事前に対応として何か考えていることはありますか。

指導室長 昨日の校長会がありました折に、学校としてのポジションペーパーをはっきりしておいてくださいと。スタンスはこうであるということをおぼれないようにしておいてください。

マスコミからの個別の取材等もある可能性がありますということと、保護者や地域の方からもご心配のお電話をいただくことがあるので、学校がそれについては責任を持って、こういうスタンスですということに対応してくださいというお願いをしております。

都教委は、5月23日のデータ公表については、事前に各区市町村に、こういう形でオープンにしますということの事前確認をするというふうに言っていますので、この時点で、また何かありましたら学校の方にも指示したいと思えますし、教育委員会としての対応を考えたいというところでもあります。

谷田委員　もう1つ。この傾向を見ると、中学校は部活ですね。

指導室長　そうですね。

谷田委員　ですから、学校選択の中でも、部活というのも選択事由に入ったりということがありますし、板橋の中では部活を重視している子どもたちや保護者の方も多いと思えますけれども、期待があるという部分もありますので、しっかりこころは気をつけて指導していただきたいところだというふうに思います。

期待されているから、これぐらいはいいだろうみたいな雰囲気があるとしたら、それは大きな問題だというふうに思いますので、そのあたりを徹底していただけたらいいのではないかと思います。

指導室長　2枚目の資料の一番下にも、都教委の見解としてありますけれども、うちもこれでやっていますが、「子どもたちが、たたかれてもしようがなかったと納得している」とか、「保護者の謝罪が済んでいるから」といって、案件ではないということはありません。

体罰としてやった事実を今回はきちんと拾っていききたいということで、これを通して体罰根絶を目指していくんだというスタンスで校長にも話をしておりますので、保護者の方もそういったことのご理解でいていただけたらというふうに認識しています。

委員長　以前ありました体罰の例では、先生が、自分が学生時代にそういう指導を受けてきたから、それが当たり前だと思っている人が学校に来て、同じような体罰のある指導をしていたというような報告がありましたので、そういうことのないように、自分の学生時代の学校とは違うんだということをはっきり認識できるようなことを指導していただければよろしいのではないかと思います。

指導室長　今回、先ほど、初任者採用五十数名と言いましたけれども、面接をした折に、体罰を受けたことがあるかというのを一人一人に聞きましたところ、六、七割が、やられたことがあるという話をしておりました。

自分が何か忘れ物をしたとか、悪かったからたたかれてしょうがないということそのときは思っていたというふうに面接では話をしていたんですけども、そうは言っても、教員になるからには、これは絶対やりませんということで、教員には絶対やらないでということで話をしています。

この体罰だけではなく、前回もお話ししましたが、確認書というのを教員に一

人一人取ってしまっていて、先ほどのUSBの個人情報扱い、それから、セクハラであるとか交通事故とか、そういうサービス事故は起こしませんという確認書を今年度から全ての教員から取らせていただいたので、意識啓発はできているのではないかなというふうに認識しております。

青木委員 よろしいですか。すみません、教育の現場にいるもので。

この具体例で、東京都が出したものについて、うちの大学の先生にたまにいるんですけども、うるさい学生にチョークを投げつける人がいまして、そういうのは、これだと何に当たるのかなと。

小・中・高では、そういう先生が、例えば全然例に出てきていないので、そういう形のものというのは、大体どういう範疇に当たるのかなと思って。何か、個人的には以前より若干気になってはいます。

指導室長 チョークを投げることについては、体罰です。

青木委員 体罰の範疇ですね。

指導室長 これは、文部科学省が3月に出したもののの中で、チョークとは書いてないんですが、持っていたボールペンを投げつけて生徒に当てる、これは身体に対する侵害だということで、それは体罰だというふうに、文部科学省の方の仕切りではしています。

青木委員 分かりました。

高野委員 前回と全体の数字を見た中で、板橋区はちょっと多いなという印象を受けたんですけども、今度、この公表に当たって、板橋区の報告を上げていただいたときには、全て出して、それが次を起こさないための報告であるということも加えてしっかり伝えていただかないと、ただ件数が多い、板橋はひどいというふうになってしまうのがすごく怖いなと思うのです。

それと、あと、こういうことで、ただこの事案を公表するだけではなくて、この先生方に対して、その後、学校がどういう指導を行ったのか、板橋区の教育委員会とかは、どういうふうな指導をしていったのかということも、やはり皆さんに分かるようにしておかないと、ただ、ありましたということだけでは先に進まないような気がするのです。

その辺も合わせて、板橋区としてはこうしていますというようなところを、ぜひ明確にしていきたいなと思いました。

指導室長 昨年度、この体罰は、いじめの件でも、学校のそういった事故が板橋は多いということでしたけれども、それとスタンスは同じで、これを機に、うみは全部出し切るというようなところで、いじめの数も結構うちは多かったものですから、

多いということは、多いなりに厳しい目で改めて学校の中を見詰め直すということ  
を学校で取り組んだ成果だと思えます。

今回も、こういった対応した案件は多かったわけですが、うみを出し切って、  
今後、体罰は起こさないという、そういう学校づくりを目指していくという、い  
じめのときと同じ対応ができるかなと思っています。

委員長 新聞によると、——新聞によるとといいますか、公立の小・中学校で座禅をす  
ることはないと思うのですけれども、警策でたたくのは体罰ではないというふう  
に言われておりますけれども、剣道とかそんなので、きつくたたくというのは、  
過度のトレーニングみたいな部分で境界線は分からない面もあるので、その辺は、  
基本的に体罰はだめなんだという認識があれば、ある程度防げるかなというふう  
に思っておりますので、徹底して指導していただければ防げるかなというふうに  
期待しております。

ということで、よろしいですか。

#### ○報告事項

#### 6. 放課後対策事業「あいキッズ」の実施状況について

(資料地－1・学校地域連携担当課)

委員長 次に、報告6「放課後対策事業「あいキッズ」の実施状況について」、学校地  
域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、資料地－1「放課後対策事業「あいキッズ」の実施状況について」  
をご覧ください。

今年度は、新規の8校を加えまして、33校で「あいキッズ」事業を実施して  
おります。

資料の1のところです。既実施校、こちらが25校ございます。

それと、裏面になります。

2のところですが、こちらが、今年度、新規に実施した学校の、それぞれ4月  
末現在での登録状況及び利用状況でございます。

33校の平均の登録率は92%、裏面の一番下に書いてございます。

また、平均の利用率は32%となっております。

新規の実施校につきましては、一般の登録利用が4月になってから募集を開始  
したところでございます。若干、少ない部分があるかと思えます。

ただ、例年、新規校は1学期末までには、ほぼ90%を超えるような状態にな  
っておりますので、今後、増えていくと思われております。

また、表面になりますが、登録率が100%を超えている学校がございまして、  
これは学童登録部門で、自校以外の児童、例えば私立小学校であったり、あとは  
特別支援学校などの児童を受け入れているため100%を超えております。

今後も、地域の皆様のお力をおかりしながら、プログラムの充実等を図って、子  
どもたちの放課後を充実させて、豊かな心と健やかな体の育成に寄与できるよう、

頑張ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 平均利用率を見て、半数を超えているところと、少ないところとあるんですけども、これは何か傾向とか、地域性とか。

学校地域連携担当課長 学校の位置によっては、近くに公園があったりとか、もともと児童、子どもさんの居場所があるようなところだと、そのまま利用しないで公園でお友達と遊んだりというようなことが考えられております。

委員長 ですから、私個人的には、必ずしも平均利用率が高ければいいというものではなくて、むしろ決められた学校の校庭で、ある制限の中で遊ぶよりは、危険のない範囲で自由奔放に別のところで遊んだ方がいいとか、家で自分で色んな勉強も含めて研究するとか、読書ばかりではよくないかもしれませんけれども、そういうふうに自主的に自分でやっている方がむしろいいかなというふうには思っている面もあるので、必ずしもこの平均利用率が高ければいいとは思ってない。

ただ、気にしているのは、平均利用率が例えば32%という低い率であるにもかかわらず費用はかなりかかっているんで、その辺を問題視する方もいらっしゃるかなというふうには思っております。

青木委員 数字だけ見てしまいますと、外から客観的に見た人から、そういう多分お話が出ると思います。

委員長 登録率については、学校によっては、全員登録制みたいな感じのところもあるから、ここの数字は余り何とも言えないかなとは思います。

谷田委員 ここでは、特にデータとして出ていませんけれども、どちらかという、高学年の方が利用率が下がるというような傾向なんですね、たしか。

学校地域連携担当課長 そうなんです。

谷田委員 だから、そこら辺での話に通じる部分なのかなとも思いますけれども。

青木委員 4年以上は塾通い。

委員長 以前のお話で、業者との契約費用を利用者の数によって見直しをするんだというお話がありましたけれども、そういう形できちんとしていただければいいかなと思うのですけれども。単純に、登録者だけでそこに従事する人数を数えていく

と、かなり無駄になっている部分もあるかと思えますから。

ただ、4月の時点では、実際に始まってみないと分からない面もあるので、途中で見直しをしていただければいいかなと思っております。

学校地域連携担当課長 承知いたしました。

委員長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。今日は時間がたっぷりあるので、多少、私の方からご報告させていただきます。先日、学校だよりをいただきまして、その中に桜川小学校の臨時号がありました。その中で、桜川小学校では、「桜川しぐさ」を児童たちが選んで、それを守っていく。

たしか、徳丸小学校でも「徳丸しぐさ」などというのを決めておられましたけれども、そういった、自分たちで決めてやるのは非常にいいかなと思いました。

ただし、よく読んでみますと、10個ほどありまして、ある校長先生によると、児童が覚えていられるのは3つまでだと。だから、10個を全部守れというのは非常に厳しいかなという気がしております。例えば学年ごとに決めて分けるとか、月で割るとか、色んなやり方はあるかと思うのですけれども、せっかく決めたのに守れないと意味がないので、何か上手い工夫をした方がいいのではないかなということ、一応、桜川の校長先生にも先日お話しさせていただきました。

それから、あとは今年度の予算で一斉メールをやるというお話がありましたので、それは非常に結構ですけれども、こういったのをやるということになりますと、保護者の方は、多分、過度の期待をかけておまして、不審者情報などが流れたときに、学校は多分何も情報を持ってなくて、あくまでも警察から来た情報しかないから、警察の第一報が来てもあとはまず来ない。

けれども、保護者の方は、その後の経過も全部、本当は期待するんですけれども来ないんだというようなお話が、ほかの学校で伺っております。それでは、どうしたらいいかなということ考えたんですけれども、板橋区には警察署が3つありますけれども、その警察が53校、23校の小・中学校にそれぞれ情報を流すのは恐らく非常に大変なので、教育委員会のどこかのセクションで集中して3警察から情報をもらえるようなところがあって、そこで判断して、必要な学校に流すようなシステムがあると、比較的、もうちょっと細かい情報も出せるかなというふうな気がしました。

ですから、そういったようなのをつくるといいかなというふうには思っております。

あとは、この席で言うようなことではないような気もするんですが、時間があるから言ってしまうけれども。

今年も小・中学校の式辞の原稿をいただきましたけれども、以前は巻物になっていたんですけれども、最近はペラペラの紙になっておまして、非常に読みづらいです。

というか、特に文章が、紙が途中で変わったりすると読みづらいなというもの

あって、私個人はちゃんとつないでやりましたけれども、できれば巻物にしてほしいなという部分があって、長尺のロール紙でプリントすれば、つなぐ作業はそんなにないので、53とか23をつくるのは非常に大変だというのは分かりますが、めくっていくのだと非常に、という部分がありました。

私の個人的な意見でございます。

あともう1つ、ここの教育委員会と関係ないんですけども、先日、4月20日に橋本大二郎元高知県知事の講演「日本型教育見直しの提言」というのを聞いてまいりましたけれども、失礼ながら、余り新しいことは言っていなかったです。「グローバル化の対応では、特に近代の歴史・宗教・文化を考えて世界を見通せる子どもを育てないといけない。いじめは、決まりをつくっても優しい心は育たない。道徳教育の見直しが必要である。学力テストの公表を恐れているのは教師であって、学校の実験は自由化すべきだ。選挙で選ばれた知事は教育まではかかわっていけない。それほど時間的な余裕がない」という、そんなようなお話がありましたけれども、特に目新しいことはありませんでした。

以上、すみません、私の雑感だけです。

ありましたら、どうぞ。

では、ほかになければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 13分 閉会